

令和6年8月20日

福津市議会
議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会
委員長 米山 信

市民福祉委員会報告書

令和6年第4回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

発達支援センターの現状と課題について

2. 期日

令和6年7月12日（金）

3. 調査にあたって

通常の学級に在籍する、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する初回調査は平成24年に実施され、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は推定値6.5%であったが、10年後の令和4年は推定値8.8%と増加していた。発達障がいを含む障がいや、その疑いのある子どもたちの、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するには、幼少期からの適切な支援や療育が重要であることは、以前から言われている。この10年の間に、平成28年の発達支援法の改正、平成30年の高等学校の通級による指導の制度化等、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒をめぐる様々な変化があり、発達相談・発達支援体制の充実はますます重要となっている。

そこで、本市の発達相談・発達支援体制を担っているのびのび発達支援センターの現状と課題について調査を行った。

4. 調査結果

福津市における発達支援は、平成 17 年以前はいきいき健康課の事業であり、学校教育課でも小中学生を対象としたことばの教室を実施していた。のびのび発達支援センターは平成 18 年に開設され、現在は委託となり、子育て世代包括支援課が所管している。

直営から委託となった理由として、専門職の後任がなかなか見つからなかった経緯がある。委託になったことで、責任者と協議をし、適切な指導の体制を整えることができるようになった。

のびのび発達支援センターの事業は以下の 9 事業である。

- (1) 発達相談
- (2) ほっとタイム事業（発達障がいの特性が見られる児童について集団保育を実施する場）
- (3) スマイルクラブ事業（発達障がいの特性が見られる児童と保護者に対しての、個別あるいは集団的な療育を行なう）
- (4) 園・学校・学童訪問
- (5) 学習会（園・学校・学童保育所の職員を対象とした、発達障がいの特性を持つ児童や保護者への支援に関する学習会）
- (6) 乳幼児健診
- (7) 就学相談
- (8) 他機関との情報共有・連携、会議への出席
- (9) ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（略して NP。1 歳から就学前の子どもを持つ保護者を対象とした、育児に対する考え方の支援プログラム。）

発達障がいの疑いがある子を持つ保護者に対して、臨床心理士等の相談員が保護者に寄り添いながら丁寧に話を進め、子どもの特性を理解してもらうように働きかけられることも、のびのび発達支援センターならではの強みである。

政令市での乳幼児健診では月齢で判断されてしまうため、早産の子どもは健診の時点で発達が進んでいない場合もあるが、福津市では地区担当の保健師が事前にカルテを確認し、1 人 1 人適切な時期に健診が受けられるよう、丁寧な対応を心がけている。

NPについては、年間全 8 回のコースであるが、保護者からはもっと受講したいという意見があがっている。コースの終了後も、保護者同士の交流が続いており、相談しあうなどプラスの効果もでている。

5. 委員会からの提言

子育てをしていると、成長の段階で些細な事でも不安になることはある。

NPのような保護者に寄り添って包んでくれる場所は心強いと考えるが、説明を聞くまでは内容が不明瞭だった。子どもが産まれたからといって、急に親の役割ができるわけではなく、子どもが集団生活を始めると、比べる対象が近くにいることで不安材料も増える。必要な人に届くような周知が必要である。

発達障がいは、子どもに限らず大人でも、今まで気づかれなかったと考えられるケースが見受けられる。障がいに気付かないまま、特性とされる行動によって、学校や家庭での不適切な関わりや叱責により二次的障がいを負うことがないよう、早期発見、早期対応をしなければならない。子どもを取り巻く大人が特性を理解し、個々の特性に応じた支援につなげることが大切である。その為にも、国が推奨している「5歳児健診」の実施に向けての準備が急務であると考えられる。

のびのび発達支援センターの役割の重要性は、全国調査からもますます増大することが予測される。今後も事業の継続と並行して、保育士・NPファシリテーター等の専門職の人材確保・後継者育成、関係機関との情報共有と連携強化の一層の推進が求められる。